

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 1 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料等に係る賃金改善実績報告書（令和 7 年度分）
及び賃金改善中間報告書（令和 8 年度分）の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立健康危機管理研究機構 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学部私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
労働基準局安全衛生部計画課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 1 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御 中

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料等に係る賃金改善実績報告書（令和 7 年度分）
及び賃金改善中間報告書（令和 8 年度分）の取扱いについて

ベースアップ評価料等に係る実績報告については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号）において、前年度及び賃金改善実施年度又は算定を行っている年度における賃金改善の取組状況を評価するため、毎年 8 月において「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」を作成し、地方厚生（支）局長に報告することとしている。

また、当該報告書の提出方法については、厚生労働省ホームページ内の「令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について」（以下「ベースアップ評価料に係る特設ページ」という。）に掲載している報告書作成動画及び疑義解釈資料等により周知を行ってきたところである。

今般、令和 8 年度診療報酬改定後、初回の報告書提出であり、作成に伴う疑義が多く生じたこと等により、期限までの提出に間に合わなかった保険医療機関等があったことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了知いただくとともに、貴管下の保険医療機関等に対し周知を図りたい。

記

令和 8 年度における当該報告書の提出期限は、令和 8 年 8 月 31 日であったが、やむを得ず提出期限を超過している場合においては、当該報告書を可及的速やかに地方厚生（支）局長宛てに提出すること。

なお、今後の当該報告書の提出にあたっては、ベースアップ評価料に係る特設ページに掲載している最新の様式によること。

「ベースアップ評価料に係る特設ページ」掲載先：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html